

## 県民の皆さんへ

### 同和地区かどうか質問・調査することは差別を助長する行為です

「差別」とは、基本的人権を不当に侵害したり、本来平等であるべきものを不平等に取り扱うことです。

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

具体的には、同和地区に生まれ育ったということを理由とした不合理な偏見により、交際を避けたり、結婚をとりやめたりするなど、基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。同和地区ならば、宅地建物を購入しない、入居しないとすることは、そこに住んでいる方々を差別することにつながります。

私たち一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、相手に対して思いやりの気持ちを持つとともに、差別を許さないという強い意志を持つことが大切です。

※ 県（人権推進課）では同和問題についての冊子及びリーフレット「同和問題の解決をめざして」を作成・配布しています。是非、御活用ください。

### えせ同和行為と同和問題の解決を混同しないでください

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実にして、企業・個人の方などに、図書・物品購入の強要や寄付金の強要などの不法・不当な要求を行う行為です。

えせ同和行為に応じることは、えせ同和行為をはびこらせるだけではなく、結果的に、同和問題の解決を妨げることになる、との認識をもって、毅然とした態度で対応することが必要です。

※ 県（人権推進課）ではえせ同和行為対応についての冊子及びリーフレット「断固拒否！えせ同和行為～えせ同和行為対応の手引き～」を作成・配布しています。是非、御活用ください。

#### 問い合わせ先

埼玉県都市整備部建築安全課（宅建相談・指導担当）  
電話 048-830-5488

埼玉県県民生活部人権推進課（調整担当）  
電話 048-830-2258